

協会だより

(一社)秋田市建設業協会

目 次

1. 定例会議

- 理事会

2. 行事報告

- 新年挨拶まわり
- 安全祈願祭

3. 部会・青年会等の活動

- 建築部会（建築関連団体連絡協議会役員会）
- 土木部会新年会
- 建築部会新年会

1. 定例会議

○理事会

1月28日(月)

理事13名、監事1名、会長特命参与が出席し理事会を開催しました。

恒例により林会長の議長就任後、議事録署名人の指名にあたって、定款に定める議事録署名人として渡辺監事を指名しました。

次第により以下のとおり会議が行われました。

《報告事項等》

- ①秋田市へ要望書提出について(12/14)
- ②建築部会役員会について(12/14)
- ③秋田市への年賀挨拶回りについて(1/8)
- ④安全祈願祭について(1/11)
- ⑤土木部会新年会について(1/22)
- ⑥建築部会役員会・建築部会新年会について(1/24)

事務局は6項目について報告を行いました。その後、議長は意見・質問を求めたが発言者はなく了承しました。

《議事》

議題1 秋田市に提出した要望書への回答について

事務局は秋田市からの回答について項目毎に要望書の要点と、対する回答について説明し、全体的に要望主旨に沿う回答内容ではなかったことを報告しました。

議長は意見・質問を求めたが発言者はなく、議長は6. 秋田市総合評価落札方式ガイドラインについて、応札者が加点を求めない現状は同条例が形骸化すること自体が問題とし、来年度はこれまでと視点を変えて要望することとしました。

秋田市からの要望書回答は以下のとおり。

平30広一要第100号

平成31年 1月17日

一般社団法人 秋田市建設業協会

会長 林 明 夫 様

秋田市長 穂 積 志

要望書について(回答)

日頃から本市行政に対してご理解とご協力を賜わり、厚くお礼申し上げます。
平成30年12月14日付けで提出のありました標記の件について、下記のとおり回答します。

記

1 最低制限価格制度について

秋田市最低制限価格制度取扱要領では、最低制限価格の決定は全ての工事について「100分の87から100分の91の間の率を予定価格に乗じて得た額」とし、「率」は、「開札前の抽選により決定する」と規定しております。

しかし、この方式では発注者が市場の実勢を考慮し適正に積算した予定価格を、引き当てた札次第で最高13%も減ずることを決めており、さらに応札業者は積算せずとも抽選次第で容易に落札者となることが可能であるため、同制度の目的である粗雑な工事を抑止することにはならず、最初から競争入札の要件とはなっておりません。

多くの都市の制度とは大きく手法が違うことから、秋田県の「最低制限価格制度の取り扱いについて（通知）」（平成19年9月27日付県管一1397）を参考に、制度の改正を要望いたします。

工事に係る最低制限価格については、平成30年4月に、秋田県が採用している算定式により算出した価格帯まで引き上げたことから、今のところ制度を改正する予定はありません。

なお、応札業者には電子入札に際し、入札金額の内訳となる直接工事費、共通仮設費など4項目の入力を義務付け、また、落札業者からは詳細な見積内訳明細書を提出していただいているところから、積算に係るノウハウや労力を通じ、業者の技術力に基づく競争がなされているものと認識しております。

（契約課）

2 低入札価格調査制度について

公共建設工事の入札における予定価格は、市場の実勢価格の調査（取引実例価格、需給の状況、履行の難易度、所要数量、工期等）により得られた価格を基準として算出されており、本来、入札価格（受注額）との差の少ない契約が、現在望ましいものとされております。

これに反して、予定価格と入札価格に乖離があった受注工事の場合、労働条件の悪化、下請けとの低廉契約、安全対策の不徹底及び工事の手抜きなどに繋がる要因とされ、それ故、ダンピング受注を抑止することが求められております。

こうしたダンピング受注への対策として、多くの都市でも制度化し、秋田市に於いては「秋田市低入札価格調査制度取扱要領」によりその防止に対処されています。

しかし、同要領第5条失格判断基準の第1項では、「入札価格が調査基準価格を下回る価格で入札した者全員の平均入札価格に、10分の9.5を乗じて

得た額を下回っていること」と定められており、この基準では同要領第3条の調査基準価格未満の額で決まる方向に誘引され、ダンピング受注の抑止にはなっておりません。

従って、秋田県低入札価格調査取扱実施要領の別表（第3条関係）失格判断基準（失格判断基準価格）を参考に改正されるよう要望いたします。

工事に係る低入札価格調査制度の調査基準および失格判断基準については、平成30年4月に、秋田県が採用する算定式により算出した価格帯まで引き上げたことから、今のところ取扱要領を改正する予定はありません。

調査基準価格を下回る入札が常態化しないよう、一定期間内において低入札により複数の受注を行った業者に対しては、入札参加機会を制限するなどの措置を講じたことにより、基準価格を下回る価格での受注は大幅に減少し、ダンピング受注の抑止に効果が上がっているものと考えております。

（契約課）

3 設計の採用工法等と現場状況の乖離による入札不調について

平成29年7月の秋田市豪雨災害発生以来、秋田市との「災害時における応急対策活動に関する協定書」に基づき、市の要請を最優先して、道路・河川破損箇所等への応急措置業務を進めて参りました。また同時に早期安全確保のため、今後必要と思われる復旧工事への対応も視野に、現場の実態把握に努めてきております。

本年になって、災害復旧工事等に関連する入札は多数実施されましたが、不調となった回数も多く、その要因は業界内の技術者等の人員確保問題もある一方で、発注者側の設計内容と現場までの仮設工事や工法及び工期が、十分設計（金額）に反映されていないなど、受注した場合、会社経営へのリスクが懸念されたからであります。

工事の順調な進捗を図るためには、限られた条件の中で計画的かつ合理的に工事完成を目指すことが最善であるため、十分な調査と適切な工法の採用などによる工事仕様で、発注を行って頂きますよう要望いたします。

災害復旧工事の発注については、標準積算書や秋田県の実施単価表などに基づき適正に積算し、災害現場及びその周辺の状況に応じ、必要な仮締切り等を含む仮設費にも配慮した設計を行っております。

なお、当初設計で施工できない場合は、協議により設計変更等で対応いたします。

（契約課）

4 働き方改革について

本年6月に働き方関連法案が成立し、長時間労働の是正、処遇改善及び生産

性向上等について、平成31年4月から順次施行する事が決定しました。

今後、週休二日制や残業時間の制限、及びノー残業デー導入などにより、建設業に於いては工期の延長、現場経費の増額、新たな技術者の確保など、会社経営に大きな負担と相当の準備期間の確保が必要となることから、これらの法案に対する発注者側の考え方や進め方など対応についてご教示をお願いいたします。

働き方改革に取り組む企業数を拡大するため、週休2日制などを導入した企業の優遇措置について検討する必要があるものと考えます。また、優遇措置を講ずるには、企業に雇用されている労働者の休暇や時間外勤務の状況、日給制労働者の賃金水準の確認方法等についても検討する必要があります。

秋田県では平成30年度、週休2日制モデルとして11件の工事を発注したところであり、その検証結果を踏まえ、さらに国の動向も見極めながら、施策を講じてまいります

(契約課)

5 地元建設業者への受注機会の増加について

中小建設業界における経営状況は、平成26年施行の「担い手三法」や、本年制定の「働き方改革関連法案」の主旨にあるように大変厳しい状況にあります。特に担い手の確保や育成を進めるうえでは、適切な積算に基づく工事の受注により、適正な利潤を得て長期に亘り良好な労働環境の確保を実現しなければなりません。

今後の秋田市の発展繁栄にも大きく関わることでありますので、秋田市が関与する団体の施設建設にあたっては、秋田市が従来から採用し、地元経済への波及効果が大いに期待できる「分離発注方式」や、「地元建設業者のみで構成する共同企業体」を、入札参加要件として頂きますよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

関連団体の独立性を健全な法人運営の実現を尊重しつつ、地域経済の活性化に向けて、地元企業が参入することができる発注方式を採用するよう働きかけてまいります。

(契約課)

6 秋田市総合評価落札方式ガイドラインについて

秋田市公契約基本条例が平成26年4月に施行されて以来、当協会員は条例の趣旨に沿うべく、総合評価落札方式ガイドラインによる労働環境評価及び地元貢献評価の規定や、不履行による場合の「減点改正」に応じてきたところがあります。

しかし、依然としてその対応に苦慮しているため、以下3点について要望させて頂きます。

① 労働環境評価について

各職種における労働者の最も安価な予定賃金を、入札時に申請しても、各工種の工程や進捗状況によって、当初予定した建設労働者が変更となることは一般的であり、入札時に評価をすることは現実的ではありません。

また、工事完成後における最も安価な支払賃金の履行査定は、受注者が第二次以下の下請業者と契約を結ぶ実態が無く、建設労働者に支払われる賃金は、第一次下請業者等の権限によることから、受注者は第二次以下の下請業者が雇用し建設労働者に支払った賃金を、把握することは困難であります。

以上のことから工事完成後において、受注者が直接契約を結ぶ 第一次下請業者の労働者に支払った賃金のみをその評価の対象とし、入札時には前回までの実績を評価する方式へと、改正することを要望します。

労働環境評価項目は、本市が発注した工事に従事した全ての労働者の作業報酬額を対象とするものであり、第一次下請け業者の労働者に支払った賃金のみをその評価の対象とすることは、基本条例の趣旨にそぐわないものとなります。

労働環境評価の履行率に応じた減点を改め、総合評価の別項目として前回までの実績を評価する方式へ改正することは、大幅な制度改正が伴うことから、国や秋田県の制度を参考にしながら慎重に検討してまいります。

(契約課)

② 地元貢献評価について

入札時に下請業者の選定及び資機材調達先の計画を評価されても、受注後における市中の工事量、地元建設労働者や重機等の不足、工事進捗状況等による工程・工法変更、並びに資機材や労働者の単価高騰により、当初の評価内容で工事が完成することは稀であり、入札時に評価することは現実的ではありません。

従って入札時の評価を改め、工事完成後に実績として査定し、入札時には前回までの実績を評価する方式へと、改正することを要望します。

地元貢献評価の履行率に応じた減点を改め、総合評価の別項目として前回までの実績を評価する方式へ改正することは、大幅な制度改正が伴うことから、国や秋田県の制度を参考にしながら慎重に検討してまいります。

(契約課)

③ 工事成績評定から減点することについて

物づくりへの熱意、蓄積された技術の研鑽による匠、その結果を出来形・

見栄え・品質などについて高い評価を得ることは、技術者冥利に尽き誉れでありました。

しかし、総合評価落札方式の労働環境評価及び地元貢献評価の査定が、工事成績評定点から減点されることとなり、良質な品質確保を目指した技術者の意識が低下しています。

労働環境及び地元貢献の評価は、成果品の品質の評定とは異質であることから、同ガイドライン7実績等評価項目の「過去2年間の同一工種における工事成績評定点」とは分離し、総合評価の別項目として、前回までの実績を評価する方式へと改正することを要望いたします。

労働環境評価及び地元貢献評価の履行率に応じた減点を改め、総合評価の別項目として前回までの実績を評価する方式へ改正することは、大幅な制度改革が伴うことから、国や秋田県の制度を参考にしながら慎重に検討してまいります。

(契約課)

担当 秋田市企画財政部広報広聴課
広聴担当

議題2 平成31年度 秋田市建設業協会通常総会について

総会開催日 : 平成31年6月4日(火)

開催会場 : 秋田キャッスルホテル

時間 : 総会 16:30・懇談会 17:30～

事務局は市長のスケジュール及び秋田キャッスルホテルの仮予約について報告し協議した結果、上記のとおり総会開催日、開催会場、総会・懇談会開会時間を承認しました。

《協会関係行事の日程等》

- ①土木部会講演会(2/13) テーマ「秋田市公共施設の整備、維持管理計画等」
- ②建築部会・建築関連団体連絡協議会総会(2/20)
- ③ばっけの会総会(2/25)
- ④イオン外旭川開発計画に関する講演会(3/19 午後2時より 協会会議室)
大門氏の講演 主催建築部会 講演案内 当協会、管工事業組合、電業協会
事務局は4項目について報告しました。

《その他》

林会長は年度末理事会開催の重要性を伝え、2月理事会は2月25日(月)、3月理事会は3月25日(月)、三役会10時・理事会11時に開催することを決定し、全員が参加する事を求め午前11時58分閉会しました。

2. 行事報告

○新年挨拶まわり

1月8日(火)

秋田市長と関係各部課所室、教育委員会、上下水道局及び市立新病院建設室に対し新年の挨拶を行いました。協会からは協会三役と運営委員長・企画委員長が参加いたしました。

○安全祈願祭

1月11日(金)

一年間の工事の無事故・無災害を祈り秋田ビューホテルに於いて、労働基準監督署の町田署長及び秋田市上下水道事業管理者ほか秋田市関係部署の列席のもと安全祈願祭を行いました。

祭事終了後はご来賓の方々と多数の会員参加のもと懇談会を行いました。

3. 行事報告

○建築部会(建築関連団体連絡協議会役員会)

1月15日(火)

建築関連団体連絡協議会役員会が協会会議室で開催され、協会建築部会からは林会長ほか4名、秋田管工事業協同組合から4名及び秋田県電業協会から5名が出席しました。

議案1の平成30年総会の役員改選については、総会決議を受け、建設業協会建築部会の役員変更(中田建設・見上氏退職)に伴い、建築部会から小南淳氏(小南工務店)を当協議会幹事として推薦したところ満場一致で承認されました。

議案2の平成31年定時総会については、日時・会場は平成31年2月20日(水)秋田キャッスルホテル、定時総会午後5時開会、懇談会5時30分に開催することを承認しました。

また、総会会費については平成31年予算の繰越金を考慮し、今回は会員及び来賓一人5,000円を徴収することとしました。更には今総会の議長・司会等の対応については、協会建築部会が当番であることを確認しました。

総会の資料の「議案第1号平成30年事業報告及び収支決算の承認について」及び「議案第2号平成31年事業計画及び収支予算(案)について」は、事務局が説明し審議した結果、質問、意見なく承認されました。

来賓案内者については事務局から昨年並みに10名の来賓案内先を説明し、承認されました。

次に「議案3 仁井田浄水場更新について」については、本多副会長(北環興業)が概略説明を行いました。

その後、資料に記載されている「D, B, O方式発注予定」など基本設計委託業務(日本水工)完了後の発注方式の意図が不明であること、及びこの方式では地元発注になるかの懸念、更には地元業界の技術力について上下水道局から理解を得る必要があるとし、早急に上下水道事業管理者と面談し地元建設業の現状を説明したうえで、発注条件について検討を頂くよう再考願うこととしました。

その他について「地方独立行政法人 市立総合病院建設工事」と「イオン外旭川開発計画の講演会」への取組みについて今後情報を得て対応を検討する事としました。

役員会は12時32分閉会いたしました。

○土木部会新年会

1月22日(火)

秋田キャッスルホテルに於いて会員22名が出席し、来賓の方々と上下水道事業や道路事業の計画等について、広く意見を交わし親交を温めました。

○建築部会新年会

1月24日(木)

秋田市大町料亭志田屋に於いて会員22名が出席し、来賓の方々と建設現場の安全管理や工法及び建設業界の働き方改革などについて、広く意見交換を行いました。